

## 釧路湿原自然再生協議会基金運用細則

### 第1章 基金

#### ( 予算 )

第1条 協議会は、釧路湿原自然再生推進のための寄付金及びその利息を基金とすることができる。

2 基金は次年度に繰り越すことができる。

#### ( 運用状況の報告 )

第2条 会長は、基金の運用について、基金の額及び年度末における現在高を示す当該年度の基金の運用状況、次年度の使用計画を整理し、協議会に報告し承認を受けなければならない。

2 基金の運用に関する事務は、協議会運営事務局が行う。

### 第2章 決算

#### (現金出納簿)

第3条 会長は、収入及び支出について、これを現金出納簿に整理しなければならない。

#### (決算説明資料の提出)

第4条 会長は、会計年度終了後2ヶ月以内に、次の各号に掲げる歳入歳出決算説明資料を監事に提出し監査を受けなければならない。

(1)決算報告書

(2)現金出納簿

(3)その他必要な書類

2 会長は、歳入歳出決算について協議会に報告しなければならない。

3 歳入歳出決算に関する事務は、協議会運営事務局が行う。

### 第3章 監事

#### (監事)

第5条 監事は2名とする。

2 監事は、協議会での委員の互選によりこれを定める。

### 第4章 補則

#### (細則改正)

第6条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

#### 附則

この細則は、平成25年2月19日から施行する。